政令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年九月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百三十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の一部の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二十二」を「第六条の二十二の十三」に改め、「―第六十条」を削る。

第六条の十四第一項中「第七百六条の二第二項において」の下に「その」を加え、同項第一号中「とする。」を削り、同条第二項中「第七十三条の二第八項」を「第七十三条の二第九項」に改める。

第六条の十七第一項第四号中「で条例」を「であつて、条例」に改め、同条第二項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　軽油引取税

第六条の十七第二項第九号中「で条例」を「であつて、条例」に改める。

第六条の二十二中「前条まで」の下に「及び次条から第六条の二十二の十三まで」を、「及び」の下に「第一章第十六節の規定並びに」を加える。

第六条の二十二の次に次の十二条を加える。

（領置物件等の封印等）

第六条の二十二の二　当該徴税吏員（法第二十二条の三第一項に規定する当該徴税吏員をいう。以下この章において同じ。）は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、これに封印をし、又は規定する記録命令付差押えをいう。以下この章において同じ。）をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

（臨検等に係る許可状請求書の記載事項等）

第六条の二十二の三　法第二十二条の四第四項に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　犯則嫌疑者の氏名

二　罪名及び犯則事実の要旨

三　臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録（法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六号及び第六条の二十二の七第二項において同じ。）及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

四　請求者の官職氏名

五　許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六　法第二十二条の四第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七　日没から日出までの間に臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

2　当該徴税吏員は、参考人の身体、物件又は住居その他の場所の捜索のための許可状を請求する場合には、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3　当該徴税吏員は、郵便物、法第二十条第四項に規定する信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が犯則事件（法第二十二条の三第一項に規定する犯則事件をいう。第六条の二十二の十三において同じ。）に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（間接地方税の範囲）

第六条の二十二の四　法第二十二条の七第一項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

一　道府県たばこ税

二　ゴルフ場利用税

三　軽油引取税

四　市町村たばこ税

五　入湯税

六　前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

（領置目録等の記載事項）

第六条の二十二の五　当該徴税吏員は、法第二十二条の十五の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録に、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

（領置物件等の処置）

第六条の二十二の六　当該徴税吏員は、法第二十二条の十六第一項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他当該徴税吏員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

2　地方団体の長は、法第二十二条の十六第二項の規定により領置物件又は差押物件（以下この条及び第六条の二十二の十二において「領置物件等」という。）を公売に付するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　公売に付そうとする領置物件等の品名及び数量

二　公売の日時、場所、方法及び事由

三　買受代金の納付の期限

四　保証金に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、公売に関し必要な事項

3　法第二十二条の十六第二項の規定による公売については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、国税徴収法第五章第三節第二款（第九十六条を除く。）の規定の例による。

4　法第二十二条の十六第二項の規定により公売に付される領置物件等については、徴税吏員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。

5　地方団体の長は、法第二十二条の十六第二項の規定により領置物件等の売却代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

（還付の公告等）

第六条の二十二の七　法第二十二条の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　法第二十二条の十七第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この項において「還付物件」という。）を還付することができない旨

二　還付物件の品名及び数量

三　領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四　還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五　公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、還付物件を領置、差押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する旨